

「net 純銀積立（自動継続プラン）」取引約款

個人情報の取扱いに関する同意条項

田中貴金属工業株式会社

第 1 条（目的）

この約款（以下「本約款」といいます。）は、第 3 条に定める会員と田中貴金属工業株式会社（以下「弊社」といいます。）との間で Website 上の指示等に基づき行われる net 純銀積立に係る権利義務を規定するものです。「net 純銀積立」とは、本約款に基づき、会員と弊社との間において貴金属地金購入契約を締結し、会員が弊社から貴金属地金を購入し、弊社が会員の購入された貴金属地金を消費寄託によりお預りすること、および弊社が会員に対して第 18 条に定める付帯サービスを提供することをいいます。

第 2 条（用語の定義）

1. 「本契約」とは、会員が net 純銀積立に係る取引を行うために本約款に基づき弊社と締結する契約をいいます。
2. 「積立購入」とは、毎月の弊社所定の日に弊社が会員の指定する登録金融機関口座から積立購入代金を引き落とし、会員が営業日毎に一定額ずつ、当日の第 1 回目に公表する店頭小売価格にて貴金属地金を購入する取引をいいます。
3. 「積立購入期間」とは、会員が本契約に基づき貴金属地金を積立購入する期間で、第 12 条に定める期間をいいます。
4. 「貴金属地金」とは、銀地金をいいます。
5. 「銀地金」とは、純度 99.99%以上の銀を意味し、東京商品取引所受渡供用品指定銘柄の刻印のある、またはロンドン地金市場協会（LBMA）の規格に基づく、インゴットの形態の地金をいいます。
6. 「引出し」とは、付帯サービスの一形態であり、預り貴金属地金の全部または一部を貴金属地金にて弊社が会員に返還することをいいます。
7. 「スポット購入」とは、付帯サービスの一形態であり、第 18 条第 4 項に定める貴金属地金の購入取引をいいます。
8. 「預り貴金属地金」とは、会員が積立購入またはスポット購入により購入のうえ弊社へ寄託する貴金属地金をいいます。
9. 「営業日」とは、土日祝祭日および弊社所定の休業日を除く弊社の営業日をいいます。なお、営業時間および利用時間は、会員に事前に通知することなく変更する場合があります。
10. 「休業日」とは、営業日以外の日をいいます。
11. 「店頭小売価格」とは、毎営業日中の弊社が別途定める時間に弊社が公表する店頭小売価格をいいます。
12. 「店頭買取価格」とは、毎営業日中の弊社が別途定める時間に弊社が公表する店頭買取価格をいいます。

第 3 条（会員）

1. 弊社に対し、本約款を承認のうえ、本契約の申込みをし、弊社がこれを承諾して次条第 3 項に定める会員登録を行った個人を、net 純銀積立の会員とします。
2. 本約款に基づく net 純銀積立に係る取引を行うことができるのは、会員本人のみとします。

第 4 条（本契約の申込みおよび成立）

1. 本契約の締結をご希望になる場合は、弊社に対し、本約款を承認のうえ、弊社がインターネット上に開設する本契約申込用の Website（以下「本契約申込用サイト」といいます。）上から申し込むものとします。

2. 本契約の申込みに際し、弊社は、本人確認書類の提出を求める等、弊社所定の方法をもって、申込者がご本人であることの確認をさせていただくものとします。
3. 弊社は、本契約の申込みを受け付け、かつ、本人確認書類を受領する等により当該申込者がご本人であることを確認できたものと判断した場合、当該申込者を会員として登録し、当該申込者宛に登録通知書を発行します。
4. 前項に定める登録通知書の発行日をもって、本契約が成立するものとし、同日を「本契約成立日」といいます。

第 5 条 (会員 ID・ログインパスワード)

1. 本契約の申込みに際し、申込者は、本契約申込用サイトにおいて、ログインパスワードを登録するものとします。
2. 弊社は、前条第 3 項に定める会員登録時に、会員に対し、会員 ID を付与するものとします。
3. 会員は、第 1 項および前項に定める会員 ID およびログインパスワードを使用して、net 純銀積立会員専用の Website (以下「net 純銀積立会員専用サイト」といいます。) において、本約款に基づく net 純銀積立に係る取引を開始することができます。
4. 会員が本約款に基づく net 純銀積立に係る取引を行うためには、会員 ID およびログインパスワードが必要であるものとし、会員は、会員 ID およびログインパスワードを、自らの責任をもって、第三者に知られないように厳重に管理するものとします。
5. 本約款に基づく net 純銀積立に係る取引に際し、使用された会員 ID およびログインパスワードが弊社に登録されたものと一致することを弊社所定の方法により弊社が確認し相違ないと認めて取扱いを行なった場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により、会員でない者によって使用された場合でも、これによって会員に生じた損害について弊社は一切責任を負いません。

第 6 条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、本契約成立日から、第 12 条第 1 項に定める積立購入期間満了月の最終営業日までの期間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、第 9 条に基づき本契約が自動継続された場合、本契約の契約期間は、第 12 条第 2 項に定める自動継続後の積立購入期間満了月の最終営業日まで延長するものとします。

第 7 条 (クーリングオフ)

1. 会員は、本契約成立日から起算して 14 日以内においては、書面により本契約を解除することができるものとします。
2. 前項に基づく本契約の解除により、弊社が会員に対し、損害賠償や違約金の請求その他の費用の請求を行うことはありません。

第 8 条 (消費寄託)

1. 弊社は、会員が積立購入またはスポット購入により購入した貴金属地金を、購入と同時に、消費寄託の方法により会員から預るものとします。
2. 会員は、預り貴金属地金またはその売却代金の返還方法については、付帯サービスの中から選択するものとします。

第 9 条 (自動継続)

会員より、本契約の契約期間満了月の前月の 20 日 (休業日の場合は翌営業日) までに、本契約を終了させる旨の弊社所定の書面による申出がない限り、本契約は同内容にて毎年自動的に更新 (以下「自動継続」といいます。)

されるものとし、以降も同様とします。

第 10 条 (年会費)

1. 会員は、弊社が別途定める年会費を支払うものとし、なお、本契約が自動継続された場合、会員は、自動継続後の契約期間についても年会費を支払うものとし、
2. 会員が新規に本契約を締結した場合の年会費は、次条第 4 項に定める初回の積立購入代金および購入手数料の引落日に、当該引落としと合わせて、会員の登録金融機関口座から自動引落としされるものとし、
3. 弊社は、前項に定める日に年会費等の自動引落としが行われなかった場合は、当該日の属する月の翌月 12 日 (当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) に再び自動引落としを行い、かかる自動引落としも行われなかった場合は、さらにその翌月 12 日 (当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) に再び自動引落としを行うものとし、
4. 前項に定める 3 ヶ月の間、連続して年会費等の自動引落としが行われなかった場合は、本契約は自動的に解除されるものとし、
5. 本契約が自動継続された場合の年会費は、第 12 条第 2 項に定める自動継続後の積立購入期間開始月の前月の 12 日 (当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) に、会員の登録金融機関口座から自動引落としされるものとし、かかる自動引落としが行われなかった場合については、第 3 項および前項に準ずるものとし、
6. 前項の規定にかかわらず、弊社は、自動継続後の年会費の自動引落としが 3 ヶ月間連続して行われなかった場合に、年会費相当額以上の預り貴金属地金 (弊社が別途定める日の店頭買取価格にて算出するものとし、) があればこれを売却し、その売却代金をもって年会費に充当することができるものとし、

第 11 条 (積立購入代金)

1. 本契約に係る積立購入代金は、月額 3 千円から、会員の希望により 1 千円単位で上積みした金額とし、但し、弊社は積立購入代金の上限金額を別途定めることができるものとし、
2. 会員は、積立購入にあたり、積立購入代金のほか、弊社が別途定める購入手数料を支払うものとし、
3. 弊社は、毎月の積立購入代金および購入手数料を、前月の 12 日 (当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) に、会員の登録金融機関口座から自動引落としするものとし、会員は、当月の積立購入代金等を、前月の 11 日までに、会員の登録金融機関口座に入金するものとし、
4. 初回の積立購入代金および購入手数料の引落日を定める基準日は、毎月 5 日 (休業日の場合は翌営業日) とし、本契約成立日が前月の基準日翌日から当月の基準日までの間である場合、当月を本契約の成立月として、翌月の 12 日 (当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) に、上記初回の自動引落としが行われるものとし、
5. 会員は、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、積立購入代金の金額を変更することができます。積立購入代金の変更の申込締切日は、毎月 5 日 (休業日の場合は翌営業日) とし、弊社が前月の申込締切日翌日から当月の申込締切日までの間に当該申込みを受け付けた場合、当月に申込みがあったものとして、翌月から自動引落としする積立購入代金を変更し、翌々月の第 1 営業日から当該変更後の積立購入代金による貴金属地金の購入を開始します。

第 12 条 (積立購入期間)

1. 会員が新規に本契約を締結した場合の積立購入期間は、年会費ならびに初回の積立購入代金および購入手数料の引落としが実際に行われた月の翌月から起算して 12 ヶ月間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約が自動継続された場合の積立購入期間は、自動継続前の積立購入期間満了月の翌月から起算して 12 ヶ月間とし、以降も同様とします。

第 13 条 (積立購入方法)

1. 会員は、前条第 1 項に定める積立購入期間開始月の第 1 営業日より、会員の申込金額に応じて、営業日毎に一定額ずつ、当日の第 1 回目に公表する店頭小売価格にて、弊社から貴金属地金を購入し、これを積立購入期間が満了する月の最終営業日までの間継続するものとします。なお、営業日毎の購入額は、1 ヶ月当たりの積立購入代金を各月の営業日数で除した金額とし、端数は各月の第 1 営業日に調整するものとします。
2. 前項に定める営業日毎の貴金属地金の購入は、グラム単位の小数点第 4 位を切り上げ、小数点第 3 位までとします。

第 14 条 (取引の通知)

弊社は、会員が次条に定める現金の受払いをした場合または第 18 条に定める付帯サービスの提供を受けた場合は、電子メールにて会員に通知するものとします。

第 15 条 (現金の受払い)

会員と弊社との間において行う現金の受払いは、金融機関への振込みに限るものとします。この場合、振込手数料は、会員の負担とします。なお、会員に負担いただいた振込手数料、年会費、その他費用について弊社は領収書を発行いたしません。

第 16 条 (積立購入の一時休止)

1. 会員は、積立購入期間中であっても、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、毎月の積立購入を一時休止し、預り貴金属地金を引き続き弊社に預けることができます。また、会員は、積立購入の一時休止期間中であっても、付帯サービスを利用することができます。
2. 積立購入の一時休止の申込締切日は、毎月 5 日 (休業日の場合は翌営業日) とし、弊社が前月の申込締切日翌日から当月の申込締切日までの間に当該申込みを受け付けた場合、当月に申込みがあったものとして、翌月から積立購入代金等の自動引落しを一時休止し、翌々月の第 1 営業日から積立購入を一時休止するものとします。
3. 積立購入の一時休止期間中であっても、本約款は適用されるものとします。
4. 積立購入の一時休止期間中であっても、第 9 条に定める本契約の自動継続は行われ、会員は、預り貴金属地金を引き続き弊社へ寄託するものとします。
5. 会員は、積立購入の一時休止期間中であっても、年会費を支払うものとします。

第 17 条 (積立購入の再開)

1. 前条により積立購入を一時休止している会員は、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、積立購入を再開することができます。
2. 積立購入の再開の申込締切日は、毎月 5 日 (休業日の場合は翌営業日) とし、弊社が前月の申込締切日翌日から当月の申込締切日までの間に当該申込みを受け付けた場合、当月に申込みがあったものとし、翌月から積立購入代金等の自動引落しを再開し、翌々月の第 1 営業日から積立購入を再開するものとします。
3. 会員は、積立購入を再開する場合は、積立購入代金、年会費等、支払いが必要となる金銭を、積立購入を再開しようとする月の前月 11 日までに、会員の登録金融機関口座に入金するものとします。

第 18 条 (付帯サービス)

会員は、積立購入期間中において、次の付帯サービスを受けることができます。

1. 預り貴金属地金の売却

- (1) 会員は、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、預り貴金属地金の売却を行うことができるも

のとし、売却方法については、以下のいずれかを選択するものとし、但し、1日当たりの預り貴金属地金の売却の上限数量は、300kgとします。

(a). 会員は、取引金額を指定する方法により預り貴金属地金を売却する場合は、売却代金を申し出るものとし、1万円以上1万円単位。

(b). 会員は、売却数量を指定する方法により預り貴金属地金を売却する場合は、売却数量を申し出るものとし、100g以上100g単位または全量。

(2)預り貴金属地金の売却は、第25条に定める申込受付完了時点の店頭買取価格にて即時に成立するものとし、弊社は、会員に対し、売却成立の旨を電子メールで通知するものとし、但し、取引金額を指定する方法による売却の場合の具体的な売却数量等、預り貴金属地金の売却の条件の詳細については、弊社が別途定める方法によるものとし、

(3) 預り貴金属地金の売却の申込受付時間は、各営業日中の弊社が別途定める時間とします。会員は、かかる申込日までの預り貴金属地金の全部または一部の売却ができるものとし、なお、申込受付時間終了の間際に出された申込みは、受け付けられない場合があります。

(4) 弊社は、預り貴金属地金の売却代金を、次条に定める預り金とする場合を除き、売却成立日から起算して5営業日以内に、会員の登録金融機関口座に振り込むものとし、

2. 預り貴金属地金の引出し

(1) 会員は、弊社の別途定める申込書を弊社に提出する方法により、300kg以上300kg単位にて預り貴金属地金の引出しを申し込むことができるものとし、但し、1日当たりの預り貴金属地金の引出しの上限数量は、300kg相当とします。

(2) 引出しにあたり、弊社が会員に送付することが可能な貴金属地金の種類は、東京商品取引所受渡供用品指定銘柄の刻印のある、またはロンドン地金市場協会(LBMA)の規格に基づく、30kg相当のインゴットの中から弊社が指定するもの(以下「インゴット」といいます。)に限られるものとし、但し、インゴットの重量は、個体により2kg程度の上下幅があります。

(3) 弊社は、会員が引出しを申し込む数量に近似する数量の貴金属地金を、インゴットの組合せにより会員に送付するものとし、この場合、引出申込数量にかかわらず、弊社が会員に実際に送付した数量の預り貴金属地金の引出しがなされるものとし、なお、弊社が会員に実際に送付する貴金属地金の数量が、会員の引出申込数量に若干不足する場合、当該不足分の預り貴金属地金については、会員より売却の申込みがあるまで弊社で引き続きお預りするものとし、

(4) 引出しにあたり、会員は、送料その他貴金属地金を送付するために要する一切の費用を負担するものとし、その支払いは、弊社が別途定める期日までに、弊社指定の銀行口座へ振り込む方法によるものとし、なお、当該期日までに支払いの完了が確認できない場合、引出しの申込みを無効とするものとし、

(5) 引出しにあたり、会員は、前号に定める費用のほか、弊社が別途定める引出し手数料を負担するものとし、その支払い

は、弊社が別途定める期日までに、弊社指定の銀行口座に振り込む方法によるものとし、なお、当該期日までに支払いの完了が確認できない場合、引出しの申込みを無効とするものとし、

(6) 弊社は、会員より引出しの申込みを受け、かつ、第4号および前号の支払いの完了を弊社が確認できた日から起算して20営業日以内に、会員の登録住所宛に貴金属地金を送付するものとし、但し、貴金属地金の供給が遅滞する場合、1日当たりの引出上限数量を超える引出しがなされる場合、その他会員への貴金属地金の送付に20営業日以上を要する場合は、相当の時間をもって送付するものとし、

(7) 会員は、弊社が送付した貴金属地金を受領した場合は、当該受領の事実を証するため、受領後7日以内に弊社所定の物品受領書を弊社に返送するものとし、当該期日以内に返送がなされない場合は、会員は貴金属地金を受領したものとみなします。

(8) 会員は、預り貴金属地金の受領後（前号に定める場合を含みます。）に生じた盗難、滅失、毀損等による損害その他の一切の危険等すべての責を負うものとします。

3. 積立購入の積立額加算

(1) 会員は、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、毎月の積立購入代金額に対し、年 2 回までの会員の指定する月に、積立額を加算（1 千円以上 1 千円単位）することができます。

(2) 積立額を加算にあたり、会員は、積立額を加算しようとする月の前々月の 5 日（休業日の場合は翌営業日）までに申込みを行い、前月の 11 日までに、加算後の積立購入代金等を、会員の登録金融機関口座に入金するものとします。

4. スポット購入

(1) 会員は、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、積立購入とは別に、貴金属地金のスポット購入を行うことができるものとし、購入方法については、以下のいずれかを選択するものとします。但し、1 日当たりの貴金属地金のスポット購入の上限数量は、300kg とします。

(a). 会員は、取引金額を指定する方法によりスポット購入を行う場合は、購入代金を申し出るものとします（1 万円以上 1 万円単位）。

(b). 会員は、購入数量を指定する方法によりスポット購入を行う場合は、購入数量を申し出るものとします（100g 以上 100g 単位）。

(2) スポット購入は、第 25 条に定める申込受付完了時点の店頭小売価格にて即時に成立するものとし、弊社は、会員に対し、スポット購入成立の旨を電子メールで通知するものとします。但し、取引金額を指定する方法による購入の場合の具体的な購入数量等、スポット購入の条件の詳細については、弊社が別途定める方法によるものとします。

(3) スポット購入の申込受付時間は、各営業日中の弊社が別途定める時間とします。なお、申込受付時間終了の間際に出された申込みは、受け付けられない場合があります。

(4) 会員は、スポット購入の申込みをするよりも前に、購入代金を弊社の指定する銀行口座へ入金するものとします。

(5) スポット購入の申込みは、第 12 条第 1 項に定める積立購入期間開始月の第 1 営業日以降から可能となります。

第 19 条（預り金）

1. 弊社は、前条第 1 項に定める預り貴金属地金の売却代金で、会員がその後のスポット購入のために弊社に一時預けることを希望する場合の当該金銭、および前条第 4 項第 5 号に定める日以降にスポット購入代金として弊社に預けられた金銭（以下、合わせて「預り金」といいます。）を、弊社の指定する銀行口座にて一時預ることができるものとします。

2. 会員は、スポット購入により貴金属地金を購入しなくなったときは、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、預り金を出金することができるものとし、弊社は、かかる申込日から起算して 5 営業日以内に、会員の登録金融機関口座に振り込むものとします。なお、座に振り込むものとします。なお、1 回に出金できる金額は、全額または 1 千円以上とします。

3. 本契約が終了した場合、または入金もしくはスポット購入があった月の 6 ヶ月後の月の最終営業日までの間に入金もしくはスポット購入が行われなかった場合は、弊社は、預り金の全額を、当該各事項が生じた月の翌月の第 1 営業日から起算して 5 営業日以内に、会員の登録金融機関口座に振り込むものとします。

4. 第 2 項および前項の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とします。

5. 預り金については、一切利息は発生いたしません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、弊社に対し、自身が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自身が、または第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 21 条（契約期間満了）

1. 第 9 条に定める会員の書面による本契約終了の申出に基づき、本契約の契約期間が満了したときは、弊社は、預り貴金属地金について、次項以下に定めるいずれかの処理を行うものとします。
2. 前項の書面による申出に際し、会員が預り貴金属地金の売却を希望する場合は、本契約の契約期間満了日時点の預り貴金属地金の全部を売却して、売却代金を会員の登録金融機関口座に振り込むものとします。
3. 第 1 項の書面による申出に際し、会員が預り貴金属地金の返還を希望する場合は、当該申出時点の預り貴金属地金の数量を基準に、300kg 以上 300kg 単位にて預り貴金属地金を返還するものとします。但し、1 日当たりの預り貴金属地金の返還の上限数量は、300kg 相当とします。
4. 会員は、前項の申出後、返還数量に相当する預り貴金属地金について、第 18 条第 1 項に定める売却ができなくなるものとします。
5. 第 3 項に定める場合において、預り貴金属地金の返還方法、返還時期、返還費用・手数料の負担等については、第 18 条第 2 項に定める預り貴金属地金の引出しの場合に準ずるものとします。
6. 第 3 項に定める場合において、300kg 未満、または 300kg 単位の返還数量に係る端数については、弊社はこれを売却して、売却代金を会員の登録金融機関口座に振り込むものとします。
7. 第 2 項および第 6 項の売却は、本契約の契約期間満了月の翌月の第 1 営業日の第 1 回目に公表する店頭買取価格によるものとし、同日から起算して 5 営業日以内に、弊社は売却代金の振込みを行うものとします。

第 22 条（中途解約）

1. 本契約の契約期間中であっても、会員は、net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みにより、本契約の中途解約を行うことができます。
2. 中途解約の申込締切日は、毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）とし、弊社が当月の第 1 営業日から当月の申込締切日までの間に当該申込みを受け付けた場合、当月の最終営業日の貴金属地金購入をもって本契約は終了します。
3. 中途解約の申込受付時間は、各営業日中の弊社が別途定める時間とします。なお、申込受付時間終了の間際に出された申込みは、受け付けられない場合があります。
4. 第 1 項に定める場合は、弊社は、預り貴金属地金の全部を売却して、売却代金を会員の登録金融機関口座に振

り込むものとし、預り貴金属地金の返還は行いません。

5. 前項の売却は、第 2 項に定める本契約終了日の属する月の翌月の第 1 営業日の第 1 回目に公表する店頭買取価格によるものとし、同日から起算して 5 営業日以内に、弊社は売却代金の振込みを行うものとします。

6. 第 2 項に定める本契約終了日時点において、当該日が属する月の翌月以降の積立購入代金等が自動引落しされていた場合は、弊社は、前項に準じてこれを会員に返還するものとします。

第 23 条 (契約解除等)

1. 次に掲げる事項の一つにでも該当する場合は、弊社は、本契約を解除し、または net 純銀積立に係る取引の全部または一部を中止することができるものとします。

(1) 会員が届出事項について虚偽の届出をしたとき。

(2) 会員が本契約または法令等に違反したとき。

(3) 会員の連絡先および所在等が不明となり、弊社から会員に対して連絡を行うことが不可能であると弊社が判断したとき。

(4) 会員からの預り金の全部または一部について、犯罪行為等によって不正に取得した疑いがあると弊社が判断したとき。

(5) 会員が反社会的勢力であると判明したとき。

(6) net 純銀積立の運営または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行ったと弊社が判断したとき。

(7) 破産、民事再生等の申立てを受けたとき、または自ら申し立てたとき。

(8) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受け、またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じたとき。

(9) その他やむを得ない事由があるとき。

2. 弊社は、前項に基づき本契約を解除し、または net 純銀積立に係る取引の全部または一部を中止する場合、会員に対しその旨を通知します。但し、弊社が通常の方法を用いても通知できない場合は、通常到達すべき日時をもって当該通知が到達したものとみなします。

3. 弊社は、第 1 項に基づき本契約を解除する場合、前条に定める中途解約の場合に準じて、預り貴金属地金の全部を売却し、売却代金を会員の登録金融機関口座に振り込むことができるものとします。

第 24 条 (取引の制限)

弊社は、市場の急激な変動があった場合、会員が取引することが不相当と判断した場合、その他弊社が必要と認めた場合には、net 純銀積立に係る取引の全部または一部の制限をすることができるものとし、会員もこれを異議なく承諾するものとします。

第 25 条 (net 純銀積立会員専用サイト上からの申込み)

1. 本契約に基づく会員の net 純銀積立会員専用サイト上からの申込みについては、当該申込みが弊社のサーバーに到着したことを弊社が実際に確認できた時点をもって、受付が完了したものとします。

2. 会員の申込みが弊社のサーバーに到着したことを弊社が確認できなかった場合は、弊社の責によるべき事由がある場合を除き、当該申込みはなされなかったものとみなし、弊社は、これによって会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

3. 前項に定める場合において、弊社の責によるべき事由がある場合は、弊社は、これによって会員に直接かつ通常生じる範囲内の損害についてのみ責任を負うものとします。但し、弊社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 26 条（業務の停止）

弊社は、net 純銀積立の運営を継続できなくなったと弊社において判断した場合は、net 純銀積立に係る業務を停止することができるものとし、当該業務停止によって会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 27 条（弊社による通知および告知）

1. 会員は、弊社による通知および告知が、郵便物の送付、電子メールの送信、弊社ホームページ上での掲示その他の方法の中から弊社が任意に選択する方法により行われることを承諾するものとします。
2. 弊社が会員の届出に係る住所または電子メールアドレス宛に郵便物の送付または電子メールの送信を行った場合は、通信・郵便事情等の理由により延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべき日時をもって到着したものとみなします。

第 28 条（供託）

1. 弊社が会員に対して預り貴金属地金またはその売却代金を返還したにもかかわらず、会員がこれを受領することなく相当期間が経過した後は、かかる返還債務の履行地は弊社本社所在地とし、弊社は、同債務につき、会員に通知することなく東京法務局への供託を行うことができるものとし、かかる供託により、弊社の会員に対する一切の責任が終了するものとします。
2. 前項による供託の目的物が預り貴金属地金の場合で、実務上または費用上供託が困難と弊社が判断した場合、弊社は、当該預り貴金属地金を弊社所定の日店頭買取価格にて売却し、売却代金を供託することができ、かかる供託にも前項の規定が適用されるものとします。

第 29 条（譲渡禁止）

会員は、弊社の承諾なくして、本契約上の地位または本契約に基づく権利につき、第三者への譲渡、第三者のための担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。なお、弊社は、会員が上記に違反したために生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 30 条（届出事項の変更）

1. 会員は、会員が弊社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、決済金融機関その他の届出事項に変更があった場合は、弊社所定の方法により、速やかに届出変更手続を行うものとします。なお、会員が届出変更手続を怠った場合は、net 純銀積立に係る取引の全部または一部を行えない場合があります。
2. 弊社は、会員が前項の届出変更手続を怠ったために生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 31 条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、輸送機関の事故、その他弊社の責に帰することのできない事由（以下「不可抗力事由」といいます。）による損害について、弊社はその責を負わないものとします。
2. 不可抗力事由の発生により、net 純銀積立の運営を継続できなくなった場合には、弊社は、会員に対し何らの責めを負うことなく、net 純銀積立に係る業務を中止することができるものとします。
3. 前項に定める場合、弊社は、net 純銀積立に係る業務を中止した日時点における預り貴金属地金を、第 22 条に定める中途解約の場合に準ずる方法で売却し、売却代金を会員の登録金融機関口座に振り込むものとします。

第 32 条 (免責事項)

1. 次に掲げる事項により、本契約に基づく弊社の義務の履行に遅延、不能等が生じても、これによって生じた損害について、弊社はその責を負わないものとします。

- (1) 弊社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に生じた障害
- (2) 弊社以外の第三者の責めに帰すべき事由
- (3) 市況の変化や相場変動等
- (4) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入または情報改変等、弊社の責に帰することのできない事由
- (5) 本契約に違反する取引
- (6) 第三者のなりすまし行為等

2. 会員は、net 純銀積立に係る取引を行うにあたり、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線等の通信経路の特性および弊社が講じる安全策等について承諾するものとします。

3. net 純銀積立に係る取引を行うにあたり、会員が使用する機器および通信媒体（以下「取引機器等」といいます。）が正常に稼動する環境については、会員の責任において確保するものとします。弊社は、取引機器等が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器等が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これによって生じた損害について、弊社はその責を負わないものとします。

第 33 条 (約款の改定および承認)

1. 本約款の内容は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款が改定された場合は、弊社は改定後の約款を弊社ホームページ上に掲示します。当該掲示の後に会員が本契約に基づき貴金属地金を購入もしくは付帯サービスの提供を受け、または所定の期日までに異議の申し出がないときは、約款改定を承諾したものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

第 34 条 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し解釈、執行されるものとします。

第 35 条 (合意管轄)

会員と弊社との間の本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2013 年 9 月

個人情報保護に関する基本方針

(基本理念)

田中貴金属グループ（以下、TKG という）は、グループの「行動憲章」「行動規範」に則り、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という）その他の個人情報保護法令およびその他の規範を遵守し、国際的な動向にも適応したルールおよび体制を確立し、TKG 従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させると

ともに、以下の通り個人情報保護方針を定め、これを実行し、維持することを宣言します。

(個人情報保護方針)

1. TKG で、個人情報を取得させていただく場合は、事前に利用目的と委託および第三者提供の有無を明確にし、本人の同意を得た場合、または法令により認められた場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において適切に利用し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の利用を行わないための、グループ内の管理体制を講じます。
2. TKG は、前項の措置により取得した個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定し、契約などにより適切な措置を講じます。
3. TKG は、取得した個人情報について、適切に管理し、個人情報の漏えい、滅失またはき損を防ぐため、問題発生予防のための手順を設けるなど、安全管理措置を講じます。万が一、問題が発生した場合は、速やかに再発防止のための是正を行います。
4. TKG は、保有する個人情報に対するお問い合わせや苦情に対して、体制と手順を整備し、速やかに対応いたします。
5. TKG は、事業で取扱う顧客や社員などの個人情報に関して、個人情報保護に関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守するため、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、さらに継続的にこれを改善していきます。
6. TKG は「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守し、特定個人情報及び個人情報の適正な取扱いを心がけ、特定個人情報の安全な管理に努めることとします。

制定 2010年4月1日

改訂 2016年1月25日

TANAKA ホールディングス株式会社

代表取締役社長執行役員 田苗 明

田中貴金属グループとは

持株会社として「TANAKA ホールディングス株式会社(THD)」、事業会社として「田中貴金属工業株式会社(TKK)」、「田中貴金属ジュエリー株式会社(TKJ)」、「田中電子工業株式会社(TD)」、「日本エレクトロプレイング・エンジニアーズ株式会社(EEJA)」の主要 5 社を中核会社とし、その子会社、および中核会社が実質的に経営権を有する関連会社をいいます。